

令和5年8月29日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
西武建設 株式会社 (セイブケンセツ カブシキガイシャ) 主たる営業所 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1	令和5年8月29日～ 令和5年9月28日 (1カ月)

2 指名停止理由

資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、虚偽の申請で得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したとして、令和5年7月21日、関東地方整備局から建設業法違反による監督処分を受けた。

このことは、指名停止措置要領別表第2第6号(2)に該当するため指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 小樋山 (直通025-226-2211)